

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

令和 7 年 1 月

農林水産省

目 次

第1	米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針	1
第2	米穀の需給の見通しに関する事項	1
1	令和5/6年の需要実績	1
	（1）需要実績の対象期間及び対象米穀	
	（2）算出方法	
	（3）需要実績（確定値）	
2	令和6/7年及び令和7/8年の需要見通し（推計値）	2
3	令和6/7年及び令和7/8年の需給見通し	4
	（1）令和6/7年の需給見通し	
	（2）令和7/8年の需給見通し	
第3	米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項	5
1	備蓄運営の基本的な考え方	5
2	令和6/7年の備蓄運営	6
第4	米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項	7
1	令和5会計年度の輸入状況	7
2	令和6会計年度の輸入方針	7
	参考統計表	8

【米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について】

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第1項に基づき、令和6年7月30日に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号）第1条に基づき見直し、同法第4条第6項により変更するものです。

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、政府が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組めます。

また、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第2 米穀の需給の見通しに関する事項

1 令和5/6年の需要実績

(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

(2) 算出方法

需要実績は、令和5年産主食用米等生産量、令和5年6月末民間在庫量及び令和6年6月末民間在庫量を基に算出します。

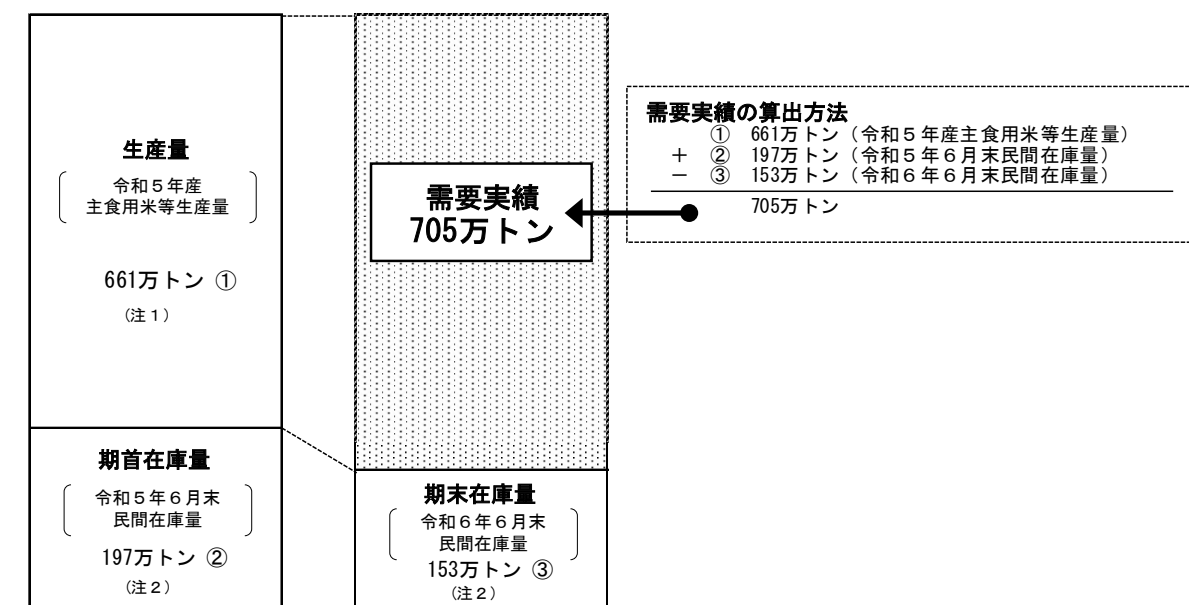
表1 令和5/6年の需要実績の算出方法

需要実績 = ① + ② - ③
① 令和5年産主食用米等生産量
② 令和5年6月末民間在庫量
③ 令和6年6月末民間在庫量

(3) 需要実績（確定値）

前記方法により算出した令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月までの1年間）の需要実績（確定値）は、図1のとおり705万トンとなります。

図1 令和5/6年の需要実績



注1：主食用米等生産量は、令和5年産水稻の収穫量(主食用)（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けした生産者の在庫量（推計値）を加えたものである。

注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2 令和6/7年及び令和7/8年の需要見通し（推計値）

需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。

具体的には、

- ① 平成8/9年から令和5/6年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出
- ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月まで）及び令和7/8年（令和7年7月から令和8年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出
- ③ ②で算出した値に令和6年及び令和7年の人口（推計値）を乗じて算出することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。

図2 令和6/7年及び令和7/8年の需要見通しの算出方法

① 平成8/9年から令和5/6年までの1人当たり消費量を算出

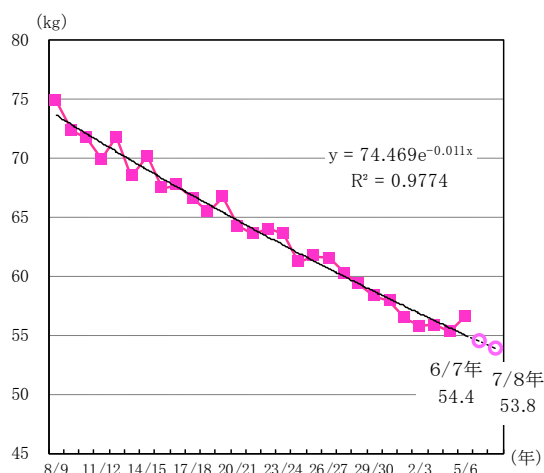
年	需要実績 ①	人口 ②	1人当たり消費量 ①/②
	万トン	千人	kg
8/9	943.8	125,859	75.0
9/10	912.9	126,157	72.4
10/11	907.3	126,472	71.7
11/12	885.9	126,667	69.9
12/13	911.5	126,926	71.8
13/14	872.1	127,316	68.5
14/15	894.7	127,486	70.2
15/16	861.6	127,694	67.5
16/17	865.4	127,787	67.7
17/18	851.7	127,768	66.7
18/19	837.5	127,901	65.5
19/20	854.5	128,033	66.7
20/21	823.6	128,084	64.3
21/22	814.1	128,032	63.6
22/23	820.0	128,057	64.0
23/24	813.3	127,834	63.6
24/25	781.1	127,593	61.2
25/26	786.6	127,414	61.7
26/27	782.5	127,237	61.5
27/28	766.2	127,095	60.3
28/29	754.0	127,042	59.4
29/30	739.6	126,919	58.3
30/元	734.6	126,749	58.0
元/2	714.4	126,555	56.4
2/3	704.0	126,146	55.8
3/4	701.5	125,502	55.9
4/5	691.1	124,947	55.3
5/6	704.9	124,352	56.7

注：人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。

② 令和6/7年及び令和7/8年の1人当たり消費量(推計値)を算出

(単位:kg)

年	x	1人当たり消費量(y)
8/9	1	75.0
9/10	2	72.4
10/11	3	71.7
11/12	4	69.9
12/13	5	71.8
13/14	6	68.5
14/15	7	70.2
15/16	8	67.5
16/17	9	67.7
17/18	10	66.7
18/19	11	65.5
19/20	12	66.7
20/21	13	64.3
21/22	14	63.6
22/23	15	64.0
23/24	16	63.6
24/25	17	61.2
25/26	18	61.7
26/27	19	61.5
27/28	20	60.3
28/29	21	59.4
29/30	22	58.3
30/元	23	58.0
元/2	24	56.4
2/3	25	55.8
3/4	26	55.9
4/5	27	55.3
5/6	28	56.7
6/7	29	54.4 (推計値)
7/8	30	53.8 (推計値)



③ 令和6/7年及び令和7/8年の1人当たり消費量(推計値)に令和6年及び令和7年の人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	6/7年	7/8年
1人当たり消費量(推計値) ①	54.4kg	53.8kg
人口(推計値) ②	123,790千人	123,208千人
需要見通し ①×②	673.8万トン	663.4万トン

注1：人口(推計値)は、令和6年においては「人口推計(総務省、令和6年10月公表)」の総人口(令和6年10月1日現在(概算値)。以下「令和6年10月現在人口」という。)、令和7年においては令和6年10月現在人口に「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表)」の令和6年10月1日から令和7年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。

注2：図中の需要見通しは、1人当たり消費量(推計値)の実数に、人口(推計値)の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量(推計値)(小数点第2位を四捨五入)に人口(推計値)(小数点第1位を四捨五入)を乗じて算出した値とは一致しない。

表2 令和6/7年及び令和7/8年の需要見通し（推計値）

令和6/7年	674万トン
令和7/8年	663万トン

3 令和6/7年及び令和7/8年の需給見通し

(1) 令和6/7年の需給見通し

令和6/7年の需給見通しは、表3のとおりです。

① 供給量

ア 令和6年6月末の民間在庫量（確定値）は、153万トンです。

イ 令和6年産主食用米等の生産量は、679万トン（令和6年産水稻の収穫量（主食用）（令和6年12月公表））です。

ウ この結果、令和6/7年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、832万トンとなります。

② 需要量

令和6/7年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した674万トンです。

③ 令和7年6月末の民間在庫量

令和7年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して158万トンと見通されます。

(2) 令和7/8年の需給見通し

令和7/8年の需給見通しは、表3のとおりです。

① 供給量

ア 令和7年6月末の民間在庫量は、(1)の③により158万トンと見通されます。

イ 令和7年産主食用米等の生産量の見通しは、令和6年10月の基本指針で設定した683万トンとします。

ウ この結果、令和7/8年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、841万トンとなります。

② 需要量

令和7/8年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した663万トンです。

③ 令和8年6月末の民間在庫量

令和8年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して

178 万トンと見通されます。

表3 令和6/7年及び令和7/8年の主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)

令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	A	153
	令和6年産主食用米等生産量	B	679
	令和6/7年主食用米等供給量計	$C = A + B$	832
	令和6/7年主食用米等需要量	D	674
	令和7年6月末民間在庫量	$E = C - D$	158

令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量	E	158
	令和7年産主食用米等生産量	F	683
	令和7/8年主食用米等供給量計	$G = E + F$	841
	令和7/8年主食用米等需要量	H	663
	令和8年6月末民間在庫量	$I = G - H$	178

注1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のSBS方式による輸入米は含まれない。

注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

(1) 政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施
また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「CPTPP協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の1月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの

範囲となる。)

④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降の入札により行うものとする。

⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定
としています。

(2) 他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

(3) また、(1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（1年以内）に当該備蓄米と同等量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。

(4) なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うもの
とします。

2 令和6/7年の備蓄運営

令和6年産米の備蓄米としての買入契約数量は17万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、9万トンから17万トンまでの範囲内で非主食用に販売すること
とします。

以上を踏まえた令和6/7年の備蓄運営は、表4のとおりです。

表4 令和6/7年の備蓄運営

(単位：万トン)

令和6年6月末備蓄量	A	91
令和6年産米買入契約数量	B	17
令和6/7年非主食用販売量	C	9~17
令和7年6月末備蓄量	$D = A + B - C$	91~99

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1 令和5会計年度の輸入状況

令和5会計年度においては、令和5年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,720トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入7万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入については6,198トンを買付けました。

2 令和6会計年度の輸入方針

令和6会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,960トンとします。

参考統計表

参考統計表目次

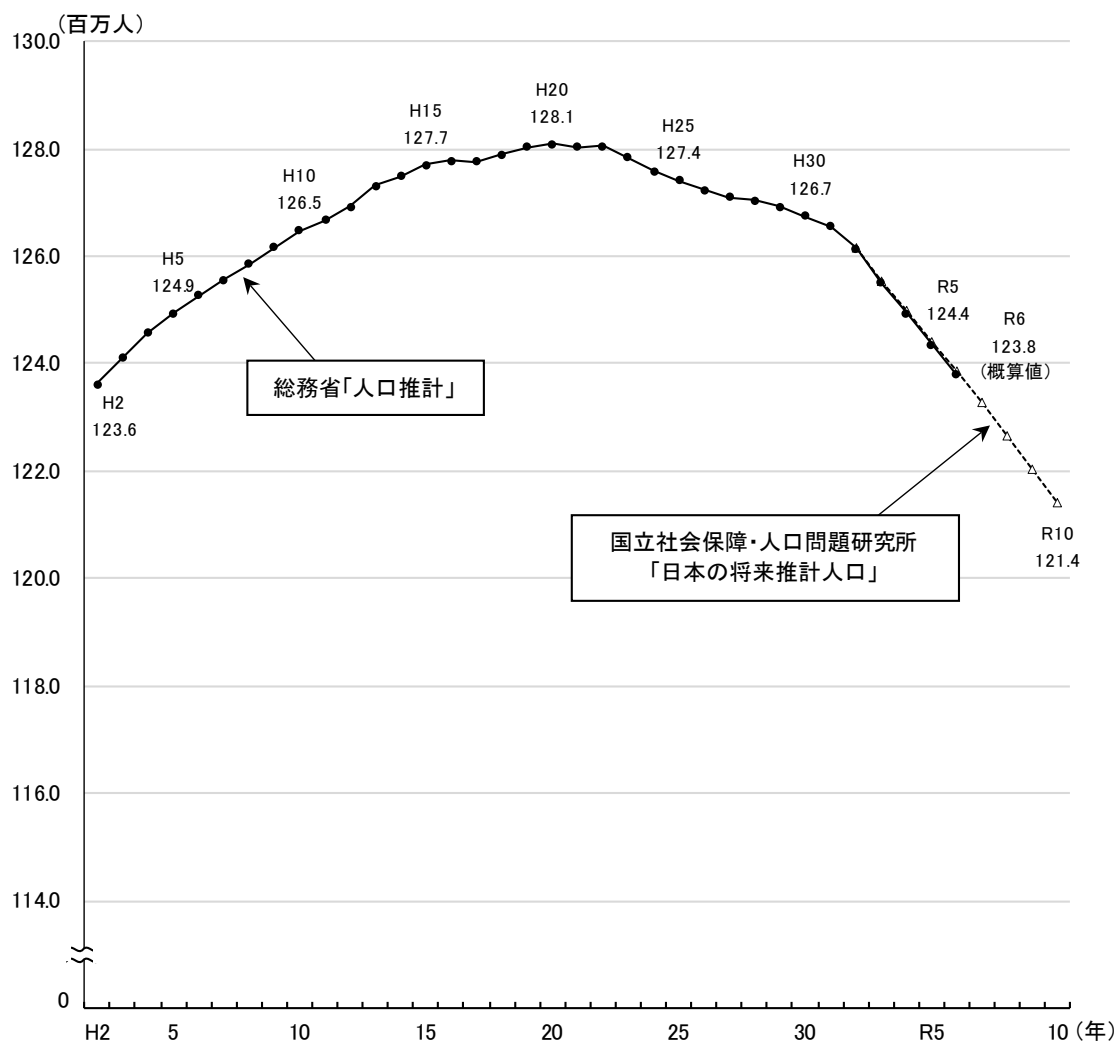
1	1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯）	8
2	我が国の人口の推移（各年10月1日現在）	9
3	令和6年産水稻の作付面積及び収穫量（令和6年12月公表）	10
4	民間流通における6月末在庫の推移	11
5	政府備蓄米の6月末在庫の推移	12
6	政府備蓄米の在庫の状況（令和6年6月末現在）	13
7	ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和5年10月末まで）	14
8	平成26/27年から令和5/6年までの需要実績	15

1 1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯）

年	月	購入数量(kg)	
		購入数量(kg)	対前年同月比(%)
2022 (令和4)	1	3.95	100.8
	2	4.14	100.5
	3	4.65	93.2
	4	4.54	94.4
	5	4.38	89.8
	6	4.28	90.5
	7	4.35	100.7
	8	4.35	85.5
	9	6.03	96.3
	10	7.24	97.6
	11	4.59	89.6
	12	4.85	92.9
2023 (令和5)	1	3.72	94.2
	2	4.06	98.1
	3	4.25	91.4
	4	4.51	99.3
	5	4.45	101.6
	6	4.23	98.8
	7	4.39	100.9
	8	4.44	102.1
	9	6.06	100.5
	10	6.75	93.2
	11	4.49	97.8
	12	5.29	109.1
2024 (令和6)	1	3.52	94.6
	2	3.92	96.6
	3	4.49	105.6
	4	4.38	97.1
	5	4.87	109.4
	6	4.64	109.7
	7	4.37	99.5
	8	5.73	129.1
	9	6.35	104.8
	10	7.65	113.3
	11	5.11	113.8

資料：総務省 家計調査

2 我が国の人口の推移（各年10月1日現在）



注：将来推計人口は、出生中位・死亡中位推計の値である。

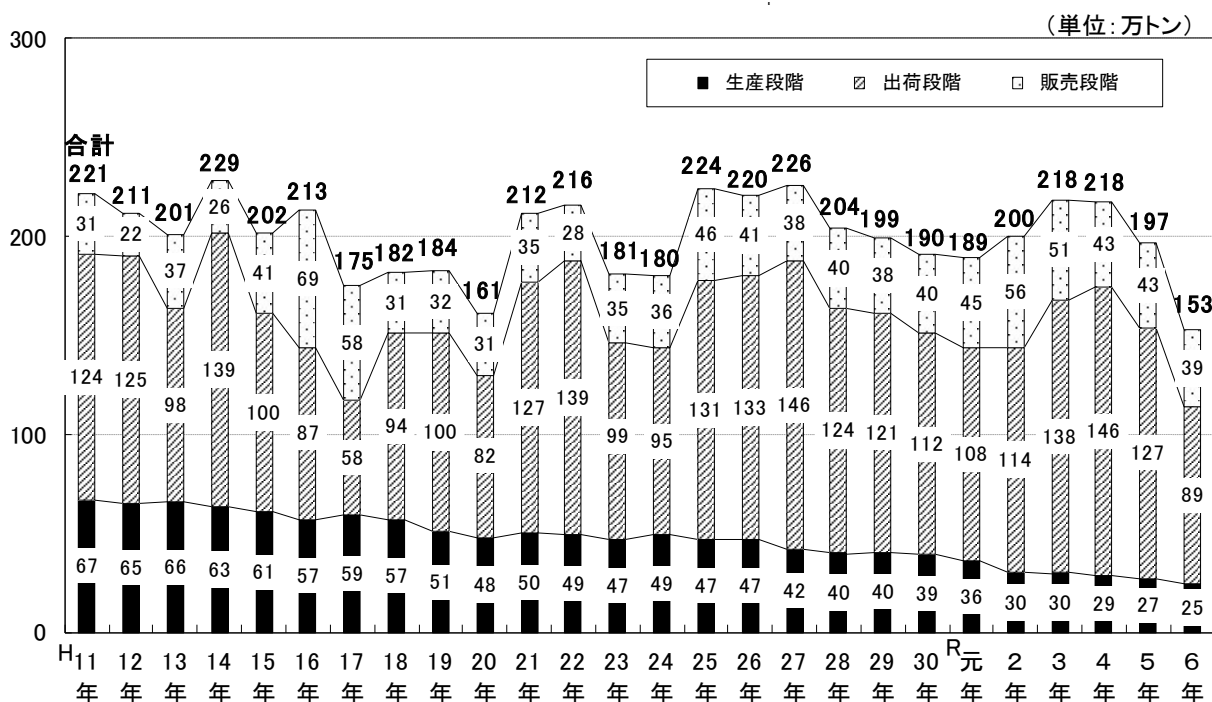
3 令和6年産水稻の作付面積及び収穫量（令和6年12月公表）

全 国 都道府県	作付面積 (子実用) ①	10a 当たり 収量 ②	農家等が使用している ふるい目幅で選別				収穫量 (子実用) ⑦=①×②	主食用 作付面積 ⑧	収 穫 量 (主 食 用) ⑨=⑧×②
			最も多い 使用割合 の目幅 ③	ふるい目幅で選別		作況指数 ⑥=④/⑤			
				10a 当たり 収量 ④	10a 当たり 平年収量 ⑤				
	ha	kg	mm	kg	kg	t	ha	t	
全 国 (1)	1,359,000	540	...	519	513	101	7,345,000	1,259,000	6,792,000
北 海 道 (2)	95,000	592	1.90	562	544	103	562,400	83,700	495,500
青 森 (3)	42,400	623	1.90	598	578	103	264,200	37,200	231,800
岩 手 (4)	45,500	569	1.90	546	517	106	258,900	43,100	245,200
宮 城 (5)	62,800	583	1.90	550	516	107	366,100	58,400	340,500
秋 田 (6)	84,200	582	1.90	552	542	102	490,000	72,200	420,200
山 形 (7)	60,800	583	1.90	553	570	97	354,500	52,400	305,500
福 島 (8)	62,700	569	1.85	546	534	102	356,800	56,500	321,500
茨 城 (9)	62,500	542	1.85	523	506	103	338,800	59,900	324,700
栃 木 (10)	53,000	540	1.85	521	515	101	286,200	49,000	264,600
群 馬 (11)	14,300	499	1.80	483	482	100	71,400	12,800	63,900
埼 玉 (12)	29,600	476	1.80	463	479	97	140,900	28,400	135,200
千 葉 (13)	50,600	569	1.80	559	533	105	287,900	48,300	274,800
東 京 (14)	107	414	1.80	405	404	100	443	107	443
神 奈 川 (15)	2,840	481	1.80	463	475	97	13,700	2,840	13,700
新 潟 (16)	116,200	536	1.85	515	524	98	622,800	101,400	543,500
富 山 (17)	35,000	540	1.90	515	519	99	189,000	31,200	168,500
石 川 (18)	22,300	521	1.90	495	498	99	116,200	21,200	110,500
福 井 (19)	23,500	531	1.90	494	483	102	124,800	21,900	116,300
山 梨 (20)	4,680	534	1.85	518	516	100	25,000	4,590	24,500
長 野 (21)	30,300	620	1.85	604	599	101	187,900	29,000	179,800
岐 阜 (22)	21,100	483	1.80	474	475	100	101,900	19,600	94,700
静 岡 (23)	14,500	484	1.85	472	499	95	70,200	14,400	69,700
愛 知 (24)	26,200	497	1.85	480	484	99	130,200	25,000	124,300
三 重 (25)	24,900	485	1.85	468	478	98	120,800	24,500	118,800
滋 賀 (26)	28,400	517	1.90	484	483	100	146,800	27,400	141,700
京 都 (27)	13,600	527	1.85	512	492	104	71,700	13,000	68,500
大 阪 (28)	4,290	483	1.80	472	478	99	20,700	4,290	20,700
兵 庫 (29)	34,000	491	1.85	475	478	99	166,900	32,200	158,100
奈 良 (30)	8,000	526	1.80	517	500	103	42,100	7,960	41,900
和 歌 山 (31)	5,680	506	1.80	500	491	102	28,700	5,680	28,700
鳥 取 (32)	11,800	502	1.85	491	495	99	59,200	11,600	58,200
島 根 (33)	15,900	505	1.90	485	484	100	80,300	15,700	79,300
岡 山 (34)	28,000	510	1.85	496	499	99	142,800	27,200	138,700
広 島 (35)	20,600	526	1.85	515	508	101	108,400	20,100	105,700
山 口 (36)	16,800	513	1.85	497	481	103	86,200	15,800	81,100
徳 島 (37)	9,890	470	1.80	462	462	100	46,500	9,790	46,000
早期栽培 (38)	3,810	454	1.80	447	453	99	17,300
普通栽培 (39)	6,070	480	1.80	472	467	101	29,100
香 川 (40)	9,820	491	1.80	481	479	100	48,200	9,770	48,000
愛 媛 (41)	12,700	502	1.80	491	482	102	63,800	12,700	63,800
高 知 (42)	10,300	453	1.80	444	445	100	46,700	10,100	45,800
早期栽培 (43)	5,790	487	1.80	479	470	102	28,200
普通栽培 (44)	4,480	409	1.80	400	413	97	18,300
福 岡 (45)	32,600	467	1.85	442	452	98	152,200	32,200	150,400
佐 賀 (46)	22,400	505	1.85	482	487	99	113,100	22,000	111,100
長 崎 (47)	9,420	487	1.80	472	465	102	45,900	9,360	45,600
熊 本 (48)	29,700	516	1.85	487	479	102	153,300	28,800	148,600
大 分 (49)	18,000	491	1.85	459	454	101	88,400	17,800	87,400
宮 崎 (50)	14,500	481	1.80	467	482	97	69,700	12,400	59,600
早期栽培 (51)	5,410	470	1.80	461	471	98	25,400
普通栽培 (52)	9,100	487	1.80	470	489	96	44,300
鹿 児 島 (53)	17,100	470	1.80	454	470	97	80,400	15,600	73,300
早期栽培 (54)	3,860	446	1.80	437	452	97	17,200
普通栽培 (55)	13,200	477	1.80	458	476	96	63,000
沖 縄 (56)	599	328	1.80	321	305	105	1,960	557	1,830
第一期稲 (57)	445	366	1.80	360	343	105	1,630
第二期稲 (58)	154	219	1.80	207	182	114	337

資料：農林水産省調べ

- 注1：作付面積（子実用）とは、青刈り面積を含めた水稻全体の作付面積から青刈り面積（飼料用米・WCS用稲等を含む。）を除いた面積である。
- 2：10a 当たり収量（②）、収穫量（子実用）（⑦）及び収穫量（主食用）（⑨）は、1.70mmのふるい目幅で選別された玄米の重量である。
- 3：10a 当たり収量（④）、10a 当たり平年収量（⑤）及び作況指数（⑥）については、都道府県ごとに、過去5年に農家等が使用したふるい目幅の分布において、最も多い使用割合の目幅で選別された玄米を基に算出した数値である。
- 4：収穫量については、都道府県ごとの積上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。
- 5：主食用作付面積とは、青刈り面積を含めた水稻全体の作付面積から、備蓄米、加工用米、新規需要米等の作付面積を除いた面積である。
- 6：徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の作期別の主食用作付面積は、作期別の備蓄米、加工用米、新規需要米等の面積を把握していないことから「…」で示している。

4 民間流通における6月末在庫の推移



資料：農林水産省調べ

注1：うるち玄米及びびもち玄米の値である。

2：各年の民間在庫量において、

① 平成16年以降については、年間玄米取扱数量500トン以上の業者(販売・出荷段階)の数量である。

② 平成15年については、

- ・販売段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の旧登録卸売業者と1,000トン以上の旧登録小売業者の数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の業者の数量である。

③ 平成14年以前については推計値であり、

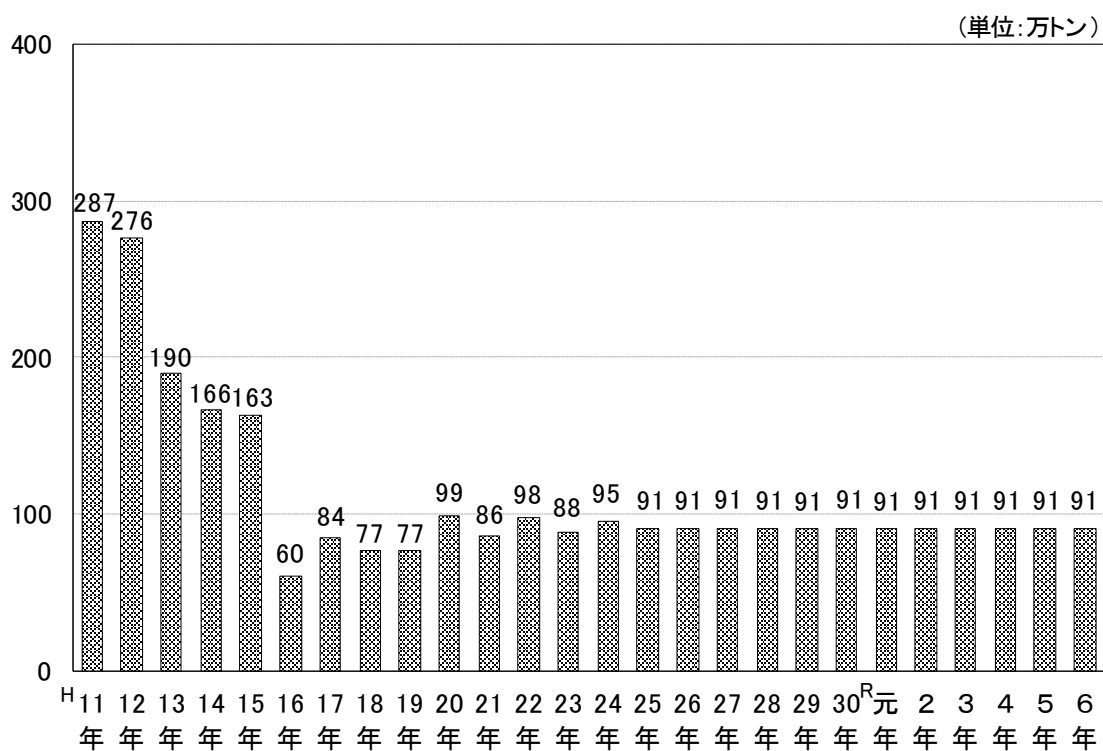
- ・販売段階の在庫量は、卸在庫量に小売在庫量(推計)を加えた数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、系統在庫量に非系統在庫量(推計)を加えた数量である。

④ 生産段階の在庫量は、平成11年～平成21年は「生産者の米穀現在高等調査」を基に算出した在庫量から精米在庫量(推計)を控除した玄米在庫量であり、平成22年～平成30年は「生産者の米穀在庫等調査」を基に算出した在庫量である。令和元年は「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。令和2年～令和4年は「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量である。令和5年は「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。令和6年は「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量である。

3：平成26年の出荷段階の在庫量は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の買入数量35万トンを含んでいない。

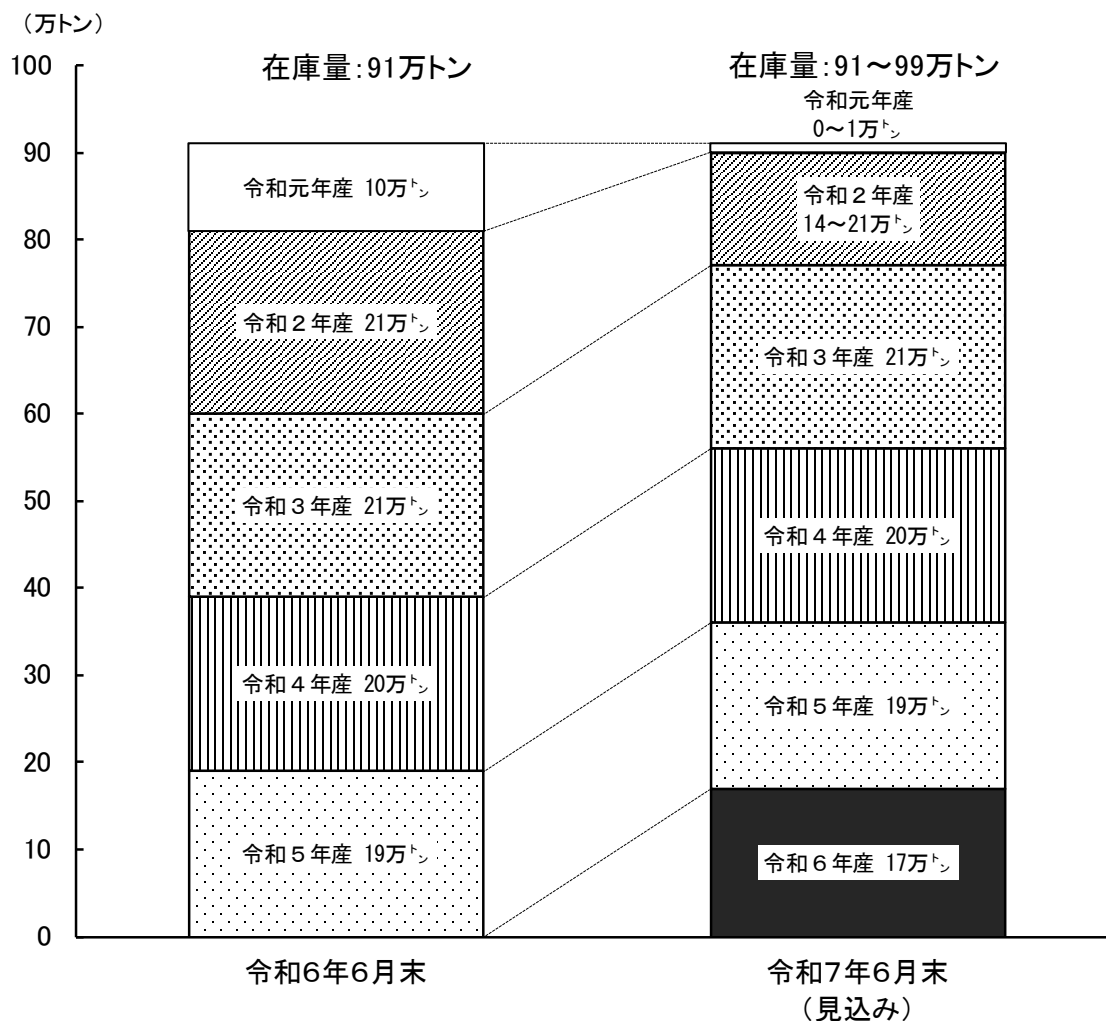
4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

5 政府備蓄米の6月末在庫の推移



注：国産うるち玄米の数量である。

6 政府備蓄米の在庫の状況（令和6年6月末現在）

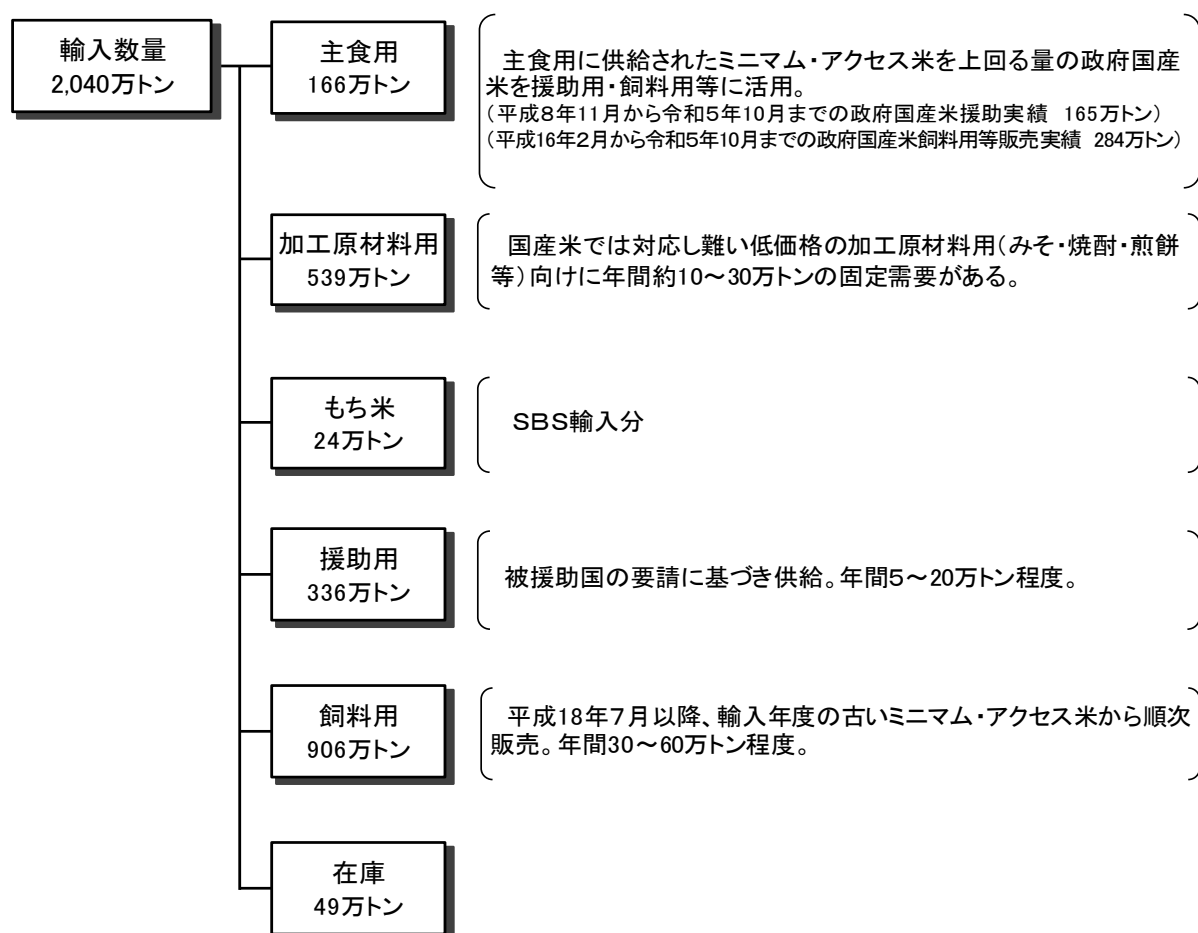


注1：国産うるち玄米の数量である。

2：令和7年産の買入予定数量は、「備蓄運営の基本的な考え方」に即した場合、20～21万トンとなる。
また、令和8年6月末の政府備蓄米の在庫の状況（見込み）については、令和2年産は0～2万トン、令和3年産は14～21万トン、令和4年産は20万トン、令和5年産は19万トン、令和6年産は17万トン、令和7年産は20～21万トンの計91～99万トンとなる。

3：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

7 ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和5年10月 末まで）



資料：農林水産省調べ

注1：輸入数量は、令和5年10月末時点での政府買入実績である。

注2：上記販売用途のほか、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。

注3：在庫49万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

注4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

○令和4/5年（令和4年7月から令和5年6月まで）

○令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月まで）

(単位:トン)

	4年6月末在庫 ①	4/5年供給量 ②	5年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	2,176,000	6,701,000	1,966,000	6,911,000
北海道	238,910	492,410	197,649	533,671
青 森	85,430	199,761	82,685	202,506
岩 手	112,463	234,467	93,712	253,218
宮 城	141,652	306,422	116,809	331,266
秋 田	147,582	382,107	110,100	419,589
山 形	117,937	312,873	108,951	321,859
福 島	111,408	285,160	103,536	293,032
茨 城	79,289	310,169	78,383	311,075
栃 木	129,577	245,152	100,335	274,393
群 馬	19,885	62,675	22,884	59,676
埼 玉	26,126	136,502	26,131	136,497
千 葉	44,710	246,804	35,697	255,817
東 京	56	484	54	486
神奈川	2,059	14,400	2,061	14,398
新 潟	133,258	543,588	140,428	536,418
富 山	45,520	174,572	49,113	170,979
石 川	34,796	110,303	34,397	110,702
福 井	30,325	111,216	25,296	116,245
山 梨	4,796	24,992	5,096	24,693
長 野	51,046	180,898	49,608	182,335
岐 阜	26,560	97,670	29,285	94,945
静 岡	11,097	75,936	11,211	75,822
愛 知	26,943	127,909	26,221	128,631
三 重	21,519	129,195	17,585	133,128
滋 賀	35,235	145,507	32,071	148,671
京 都	10,771	68,937	10,742	68,966
大 阪	4,401	22,774	4,487	22,689
兵 庫	34,379	172,343	34,039	172,683
奈 良	10,532	43,608	11,697	42,443
和歌山	2,274	30,996	2,933	30,337
鳥 取	24,232	61,580	18,230	67,582
島 根	19,815	83,388	19,104	84,099
岡 山	35,768	143,145	34,745	144,167
広 島	30,080	111,783	27,939	113,924
山 口	25,204	87,309	27,546	84,967
徳 島	7,103	46,077	5,947	47,233
香 川	14,012	55,211	11,238	57,985
愛 媛	11,434	68,406	13,966	65,874
高 知	7,432	49,183	7,064	49,551
福 岡	48,120	160,956	44,526	164,550
佐 賀	43,101	114,631	41,133	116,599
長 崎	10,887	48,828	8,652	51,063
熊 本	41,469	150,881	34,770	157,581
大 分	18,638	92,470	16,798	94,309
宮 崎	15,075	65,220	11,129	69,165
鹿 児 島	22,920	79,147	23,523	78,544
沖 縄	539	1,825	505	1,858

(単位:トン)

	5年6月末在庫 ①	5/6年供給量 ②	6年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	1,966,000	6,610,000	1,527,000	7,049,000
北海道	197,649	478,803	142,486	533,967
青 森	82,685	208,000	58,803	231,882
岩 手	93,712	236,200	77,883	252,030
宮 城	116,809	324,639	90,874	350,574
秋 田	110,100	385,738	83,128	412,709
山 形	108,951	308,478	85,791	331,638
福 島	103,536	298,348	94,015	307,870
茨 城	78,383	306,109	57,155	327,338
栃 木	100,335	262,047	83,238	279,144
群 馬	22,884	62,302	15,612	69,574
埼 玉	26,131	132,391	16,254	142,269
千 葉	35,697	254,846	28,049	262,493
東 京	54	465	51	467
神奈川	2,061	14,200	1,944	14,317
新 潟	140,428	511,781	121,341	530,867
富 山	49,113	164,284	37,458	175,938
石 川	34,397	107,779	28,905	113,270
福 井	25,296	106,939	19,168	113,070
山 梨	5,096	25,212	4,682	25,626
長 野	49,608	180,257	44,654	185,211
岐 阜	29,285	95,610	19,506	105,389
静 岡	11,211	77,787	9,317	79,681
愛 知	26,221	118,572	20,122	124,670
三 重	17,585	124,626	13,485	128,727
滋 賀	32,071	137,028	20,870	148,229
京 都	10,742	66,252	7,908	69,086
大 阪	4,487	22,275	3,661	23,100
兵 庫	34,039	165,611	29,973	169,678
奈 良	11,697	42,473	8,379	45,791
和歌山	2,933	29,196	1,967	30,162
鳥 取	18,230	56,507	15,218	59,518
島 根	19,104	81,403	12,573	87,934
岡 山	34,745	138,797	27,556	145,987
広 島	27,939	110,222	19,697	118,464
山 口	27,546	81,872	17,694	91,724
徳 島	5,947	44,419	3,824	46,541
香 川	11,238	50,178	7,369	54,047
愛 媛	13,966	64,394	10,177	68,182
高 知	7,064	46,295	6,086	47,274
福 岡	44,526	154,504	33,998	165,033
佐 賀	41,133	113,145	33,903	120,375
長 崎	8,652	48,717	7,248	50,121
熊 本	34,770	149,591	30,796	153,564
大 分	16,798	89,013	12,259	93,552
宮 崎	11,129	60,691	7,043	64,778
鹿 児 島	23,523	76,650	13,948	86,226
沖 縄	505	1,732	454	1,783

- 注1：令和元/2年の都道府県別の需要量に、台風等被害分4.5千トン含まれていない。
 2：全国欄は、産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、都道府県の合計と一致しない。
 3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。